

NO！体罰 NO！暴言

暴力のない安全・安心な学校づくり

体罰の定義

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(文科省通知より抜粋)

体罰とは「懲戒の内容が、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断されるもの」をいいます。

体罰はだめなの？

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならないと定められています。

暴言等もだめなの？

児童生徒に対して、罵る、威嚇する、人格を否定する、集中的に批判することや、「死ね」「そんなこともできないの」「バカ」等の暴言も不適切です。子どもを傷つけ、過度の不安感、おびえなどの情緒障害、うつ症状や学校に適應できないといった影響が出る場合があります。

- 〔体調不良〕 ☐ 眠れない・頭が痛い・お腹が痛い
- 〔感情・行動〕 ☐ 自分の気持ちを表現するのが難しい
- ☐ 感情のコントロールが難しい
- ☐ 怒りっぽくなる・暴力をふるう・友達とのトラブル
- 〔意欲低下〕 ☐ 好奇心や意欲の低下・何にでも興味がもてない
- ☐ 集中力が続かない・勉強にとりくめない
- ☐ 大人に自分の気持ちを話せなくなる
- ☐ 自己肯定感が育まれない
- 〔脳への影響〕 ☐ 脳の発達に深刻な影響がある・脳を委縮させる

子どもにどんな影響を与えるの？



体罰・暴言等は、重大な人権侵害です

体罰・暴言等は、心に大きな傷を残します

体罰・暴言等は、児童生徒との信頼関係を崩します

体罰・暴言等は、1回であっても学校不信を招きます



処分事例

おごり

体罰等の
要因となる感情

焦り

怒り

事例1 教諭は、教室において生徒の態度に腹を立て、右手で胸ぐらをつかみ、木の壁に3回背中をぶつけた。そのまま、教諭は、自身の右足を生徒の右足にかけた体勢で、後ろに押し倒したところ、生徒は後頭部を床に強打し、頭蓋骨骨折全治2か月の怪我を負った。【停職3月】

事例2 教諭は、放課後、男子生徒の発した言葉に対して腹を立て、胸ぐらをつかんで壁に押し当てた後、首を掴んで教室に連れて行き、教室の壁に押し当てた。【減給1月】

事例3 教諭は、担任する男子生徒に対し、授業態度や課題に取り組まなかった事について指導した際、生徒が反抗的な態度をとったため、生徒の両肩、胸及び腹部等を左右拳で19回程度小突いた。さらに、生徒がふてくされた態度をとったことから、頭頂部を右拳で8回から10回程度叩いた。生徒に怪我はなかった。【戒告】

事例4 教諭は、担当する部活動の部員に対して、練習中、「デブ」、「バカ」などの暴言を繰り返した。【文書訓告】

怒りのコントロール アンガーマネジメント



相手の言動に感情的になりそうなときは・・・

児童生徒と距離をとる
(その場を離れる等)

「大丈夫」「乗り切れる」
自分を説得する言葉を用意する。

心の中で**6秒カウント** (6秒ルール)

呼吸は大きくゆっくり、「深呼吸」

子どもの自己肯定感を高める関わりを・・・

「〇〇しちゃだめ」と伝えるのではなく肯定しながら具体的に伝えましょう。

「〇〇してすごいね」などできていることをその場で具体的にほめましょう。

じっくり粘り強く
成長を信じて



体罰等しない・させない・見逃さない！